

索道事業運送約款

(適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

(係員の指示)

第2条 旅客及び荷主は、当社の係員が運送の安全確保と秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(運送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引受けます。

(運送の引受けの拒絶)

第4条 当社は、次の各号に該当する場合には、運送の引受けを拒絶します。

1. 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
2. 当該運送に敵する設備がないとき。
3. 当該運送に関し、申込み者から特別な負担を求められたとき。
4. 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
5. 泥酔者、監護者に伴われていない小児等であって、運送上の安全を期しがたいと認められるもの。
6. 運輸省令により持ち込みを禁止された物品を携帯しているもの。
7. 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。
8. 係員の指示に従わないとき。
9. 前各号に揚げる場合のほか正当な事由のあるとき。

(運送の制限)

第5条 当社は、天候その他やむ得ない事由による運送上の支障がある場合には、定員若しくは個数の制限をすることがあります。

(乗車券類の所持)

第6条 旅客及び荷主は、所定の乗車券類を所持しなければ乗車できません。

(乗車券類の発売)

第7条 当社は、乗車券類を出札所等において発売します。

(乗車券類の効力)

第 8 条 乗車券類は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有します。

2 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売した乗車券類は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は有効とします。

(乗車券類の効力)

第 9 条 次の各号に該当する乗車券類は、無効とします。

1. 通用期間を経過したもの。
2. 券面表示事項の判読困難となった乗車券類又は券面表示事項を改変したもの。
3. 使用者名の記名のある乗車券を、その記名人以外の者が使用したとき。
4. 不正の手段により取得したもの。
5. 書換え又は再発行した場合における原券。

(乗車券類の呈示及び入鋏等)

第 10 条 旅客及び荷主は、当社の係員が乗車券類の点検のため、乗車券類の提示を求めたとき又は呈示された乗車券類に入鋏又は回収しようとするときは、これを拒むことはできません。

(運賃及び料金並びに適用方法)

第 11 条 当社が旅客若しくは荷主から收受する運賃及び料金並びに適用方法は、運輸局長に届出、受理されて実施している別掲運賃表等及び適用方法によります。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第 12 条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合、乗車券類を所持する旅客及び荷主に対しては、運転再開後における有効乗車券類の無償交付等、当社責任による必要な継続運送の措置を行います。

(割増運賃等)

第 13 条 当社は旅客が次の各号に該当するときは、その旅客から所持している乗車券の運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金を申し受けます。

1. 第 9 条の規定による無効となった乗車券類を使用したとき。
 2. 乗車券類を不正乗車の手段として使用したとき。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、1日券等の乗車券を所持する旅客が第 9 条の規定によりその1日券等の乗車券を無効とされたときは、その旅客から次に規定する普通旅客運賃及びこれと同額の割増運賃を申し受けます。
1. 通用期間満了後の1日券等乗車券をその期間満了後に使用したときは、通用期間満了の日の翌日からその事実を発見した日まで毎日、特殊索道にあたっては10回乗車したものとして計算した普通運賃。

(運賃の払戻し)

第 14 条 天災及び当社の責により索道の運転ができないときは、別に定める規程により出札所等で払戻しを行います。

但し、索道施設に関する技術上の基準を定める省令第 63 条による風雨時の一時的な運転中止の場合は、この限りではありません。

(乗車券類の紛失)

第 15 条 旅客が乗車券類を紛失した場合において、当社の係員がその事実を認めることができないときは、新たに乗車券類を購入していただきます。

(1 日券の乗車券等の再発行)

第 16 条 当社は、旅客の紛失した回数券又は1日券等については、再発行をいたしません。

但し、災害その他の事由によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出した時は、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合手数料を申し受けます。

(責任の始期及び終期)

第 17 条 当社の運送に関する責任は、旅客が索道に乗車した時に始まり、下車した時をもって終わります。

(旅客の禁止行為)

第 18 条 旅客は次の行為を行ってはなりません。

1. 飛び降り。
2. 搬器のゆさぶり。
3. その他安全運送を妨げる行為。

(旅客に関する責任)

第 19 条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任じます。

但し、次の各号に該当する場合は、この限りでありません。

1. 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかつたこと、並びに索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかつたこと等が証明されたとき。
2. 事故が当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったことが証明されたとき。

(手回品等に関する責任)

第 20 条 当社はその運送に関し、旅客の手回品その他身の回り品について滅失又はき

損によって生じた損害を賠償する責に任じません。

但し、その滅失又はき損が当社の過失によるものであるときはこの限りではありません。

(荷物に関する責任)

第 21 条 当社は運送を引き受けた荷物の滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じます。

但し、当社及び当社の係員が荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 当社は前項の規定にかかわらず、貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送り人が託送しようとするときに、その種類及び価額を明示しない限り、その滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。
- 3 当社の荷主に対する責任は、荷物の引き渡しを受けたときに始まり、これを荷主に引き渡したときに終わります。

(旅客及び荷主の責任)

第 22 条 当社は、旅客若しくは荷主の故意若しくは過失により、又は旅客若しくは荷主が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けたときは、その旅客又は荷主に対し、その損害の賠償を求めます。

附 則

1. この運送約款は平成 21 年 1 月 1 日より実施する。
2. 網掛けは抜粋板掲示条文。